

江府町条例第3号

江府町情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

江府町長 白石祐治

江府町情報公開条例の一部を改正する条例

江府町情報公開条例（平成13年江府町条例第2号）の一部を次のとおり改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(審査会への諮問)</p> <p>第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) 及び (2) 略</p> | <p>(審査会への諮問)</p> <p>第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、<u>鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>い。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>2 <u>前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p> |

|  |   |
|--|---|
| <p><u>2</u> 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> | <p><u>3</u> 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> |
|--|---|

附 則

この条例は、令和6年4月1日より施行する。